

皆満寺永代経・納骨規定

第1条 趣旨

昭和46年執行の宗祖親鸞聖人七百回御遠忌法要、平成21年執行の蓮如上人五百回御遠忌法要を縁に始まった皆満寺永代経・納骨の願いは真宗の教法の相続・念仏の道場の護持である。その原点に立ち返り、その願いに相応しうる永代経・納骨規程を以下の通り設ける。

第2条 対象者、申請者

永代経・納骨共に対象者、申請者は次のように規定する。

1. 対象者

対象者は次に上げる資格を満たすものとする。

- (1) 皆満寺門徒（壇信徒）（故人を含む）
- (2) またはそれに準ずる者（故人を含む）
他寺院手次の真宗門徒
皆満寺門徒（壇信徒）の縁者
※但し、他宗派寺院の壇信徒は除く

2. 申請者

申請者は次に上げる資格を満たすものとする。

- (1) 皆満寺門徒（壇信徒）
- (2) 皆満寺門徒（壇信徒）の縁者
- (3) 皆満寺門徒（壇信徒）〔故人〕の法定相続人等に準ずる者

第3条 永代経規定

1. 本堂にてお紐解き法要（お引き受け時のお勤め）をお勤めし、法名軸、法名帳に法名を記載する。
2. 先祖代々、〇〇家〇〇という形では引き受けず、個人の法名をお預かりする。
3. 申請者等に案内し、年1回永代経法要を勤める
4. 冥加金を以下の通り定める
一件 15万円

第4条 納骨規定

1. 本堂にて預骨法要をお勤めし、ご遺骨をお預かりする
2. 申請者等に案内し、年1回納骨総経を勤める
3. 六角清見堂（外納骨堂）および顕慧堂（本堂裏納骨室）にて預かるご遺骨を以下のように定める。
 - (1) 六角清見堂（外納骨堂） 分骨／全骨／合祀ごうし
 - (2) 顕慧堂（本堂裏納骨室） 分骨のみ
対象は蓮如上人五百回御遠忌懇志特典を有する者に限る。
但し、上記権利を有さない既預骨者の配偶者等、近親者の納骨を希望する場合は考慮する。
4. 預かるお骨の分量は以下の通りとする。
 - (1) 分骨 分骨用骨壺（直径10cm×高さ15cm以下）1個
 - (2) 全骨 全骨用骨壺（直径18cm×高さ20cm以下）1個

5. 冥加金を以下の通り定める

- (1) 分骨 5万円 (25年間 個別 骨壺のまま)
- (2) 全骨 20万円 (25年間 個別 骨壺のまま)
- (3) 合祀 10万円 (全骨) / 3万 (分骨)
※合祀は全骨分骨の区別無く六角清見堂本尊下へ骨壺からご遺骨を取り出してお納めいたします。

6. 預かり期間は以下の通りとする

- (1) 預かり後25年とし以降は合祀する。
- (2) 25年目に更新の有無を選択する
※合祀する際は当該者に通知し勤行後に合祀する

7. 更新について

- (1) 更新は1回に限り延長期間は25年とし、その後は合祀する
- (2) 冥加金は 分骨5万円 全骨20万円とする
※合祀時に上記冥加金(合祀分)は不要
- (3) 更新時期に当該者等不在になったら合祀することとする

8. 返骨については合祀以外いつでも可能。

※但し冥加金の返金には応じない。

9. 一時預かりについてはいかなる場合も認めない

附則

1. この規定は 2018年4月1日より施行する
2. 2018年3月31日までにお預りしたご遺骨について
 - (1) 顕慧堂（本堂裏納骨室）
個別預かり期間は預かり日より25年間とし以降は合祀する
但し、当該年に更新手続きの有無を選択する
※更新基準等は前述に準ずる
 - (2) 六角清見堂（外納骨堂）
個別預かり期間は50回忌までとし以降は合祀する
50回忌該当年に該当者に通知し合祀する
既に50回忌を経ているものは本規定施行後に合祀する

※個別預かりの継続を希望された場合
前述の基準に準じて1度のみ更新可能とする
 - (3) 個別から合祀時の冥加金は不要
 - (4) 何れの場合も後継者、相続人等不明の場合は速やかに合祀する
 - (5) 返骨について
合祀以外はいつでも可能。
但し冥加金の返金には応じない。